

令和3年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年8月27日（金）

令和3年第8回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年8月27日（金）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 E会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第33号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第3 議案第34号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第4 議案第35号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第5 報告第19号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第6 報告第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番 鈴木 邦夫 君
2 番 原田 勝幸 君
3 番 高橋 久雄 君
4 番 石射 祥光 君
5 番 村越 重芳 君
6 番 遠藤 信行 君
7 番 小澤 昇 君

8 番 廣瀬 正実 君
~~9 番 三橋 清高 君~~
10 番 野崎 雅博 君
11 番 阿部 富美 君
12 番 齋藤 和子 君
13 番 吉田 恵子 君
14 番 石腰 明美 君

欠席委員

9 番 三橋 清高 君

事務局職員出席者

事務局長 谷川 広志 君

局長補佐 伊藤 和範 君

速記員出席者

(株)澤速記事務所 速記士 山田祥子

午後 2 時04分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただいまより令和 3 年第 8 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、9 番三橋清高委員より欠席届が提出されております。よって、当総会は、委員数14名のうち13名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第 3 項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。14番石腰明美委員、1 番鈴木邦夫委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1 議案第32号農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。

11番阿部委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○11番（阿部富美君） 議案第32号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

原野、655.64平米でございます。権利の種類は所有権の移転でございます。申請の理由としましては、譲受人は営農拡大のため、譲渡人は営農に協力するためでございます。今後につきましては、サツマイモ、ブロッコリーを作付していくとのごことでございます。譲受人の現在の耕作面積は、取得分を含めて73アールでございます。世帯人数は 3 人、労働力につきましては、本人（69歳）従事日数300日、妻（66歳）従事日数250日、子（35歳）従事日数300日でございます。農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、その他一式でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えています。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

○5 番（村越重芳君） これは市の土地という意味だと思うんですけども、そうですね。

○局長補佐（伊藤和範君） はい。

○5番（村越重芳君） 調整区域内の土地とは、どのような土地だったんですか。

○局長補佐（伊藤和範君） こちらのほうなんですけれども、耕地整理の区画の中の一部でございまして、要は端数分をもともと市のほうで持っていたもの、割り切れない部分を市で持っていたと。そういう部分を正式な形で譲受人の方がそこも含めて耕作していくよという部分で、市のほうは営農に協力するために、今回、3条という中で、農地から農地という部分で権利の設定をして、許可をいただくような案件となっています。

○5番（村越重芳君） それでは、ここのところは、別に市としても利用価値がないような場所ということで、今回、譲渡するということでもいいんですか。

○局長補佐（伊藤和範君） そこまで価値がないというよりは、市のほうで持っていたとしても活用できないという部分なので、より営農のほうに協力していくような形となります。

○5番（村越重芳君） 分かりました。

○議長（原田勝幸君） ほかにご意見、ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について報告のとおり許可することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第2議案第33号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを上程いたします。

11番阿部委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○11番（阿部富美君） 議案第33号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてをご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

令和3年8月16日、担当委員1名、事務局1名で現地を調査してまいりました。3筆、合計3579平米について相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

～ 耕作状況の説明 ～

畑、1702平米につきましては、枝豆、スイカ、ホウレンソウが作付されておりました。畑、1342平米につきましては、温室にてトマトが作付されておりました。畑、535平米につきましては、枝豆、ホウレンソウが作付されておりました。農機具の保有状況につきましては

は、トラクター、テラー、軽トラ、草刈機、コンバイン、その他一式でございます。労働力につきましては、本人（85歳）従事日数300日、専業、長男（58歳）従事日数300日、専業、長男の妻（55歳）100日、専業でございます。

以上、農業経営がされていると確認をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第33号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3議案第34号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを上程いたします。

11番阿部委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○11番（阿部富美君） 議案第34号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのご説明いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため証明願が提出されたものでございます。

～ 案件について内容を説明 ～

令和3年8月14日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。特例農地の耕作状況をご報告いたします。畑、941平米につきましては、栗、キウイが肥培管理されているほか、枝豆、ナス、大根が作付されておりました。農機具の保有状況につきましては、耕運機、草刈機、その他一式でございます。労働力は、本人（62歳）従事日数200日、専業、夫（63歳）従事日数100日、兼業、長男（29歳）50日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。よろしくご審議のほどお願いいた

します。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 引き続き農業経営を行っている期間でございます。こちらは平成30年8月31日から本日、令和3年8月27日までとなっております。前回、引き続き農業経営を行っている旨の証明ですけれども、平成30年8月の総会が8月30日に開催されておりますので、その翌日からということで、平成30年8月31日から今日に至るまで継続して農業経営を行っている旨の証明となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第34号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4議案第35号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを上程いたします。

11番阿部委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○11番（阿部富美君） 議案第35号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

令和3年8月13日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をまいりました。買取り申出地は、11筆、田、合計2372平米のほか、8筆、畑、合計5079平米、合わせて7451平米でございます。当該地はいずれも耕作されていませんでした。被相続人は、生前、当該地の主たる従事者であり、今後、申請者が耕作していくことが難しいため、買取り申出をしたというものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 本件でございますが、生産緑地の解除に伴う申出となっております。

ります。事務局と委員さんのほうで確認させていただいた中で、生前、被相続人がご存命のときは、確かに耕作のほうとか管理されておりましたが、現状となりましては、耕作をやっていくのが困難だという旨の申出がございましたので、ここで生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願をもちまして、生産緑地の買取り申出に至るような案件となっております。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第35号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願については、報告のとおり証明することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5報告第19号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第19号となります。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区でございますが、5ページ、1番案件から5番案件がございました。転用目的としましては、コンテナ置場ですとか駐車場敷地、住宅敷地となっております。これらの案件につきましては、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定によりまして、事務局長において専決処分させていただいております。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第19号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第6報告第20号農地法第5条第1項第7号の規定による農地

転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第20号となります。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区でございますが、6ページから8ページ、1番案件から19番案件でございます。転用目的としましては、住宅敷地ですとか駐車場敷地、あと資材置場等でございます。権利関係につきましては、いずれも所有権の移転となっております。これらの案件につきましても、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定によりまして、事務局長において専決処分させていただいております。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第20号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で本日の審議並びに報告事項は全て終了しました。慎重審議をいただき、厚く御礼申し上げます。それでは、以上をもちまして令和3年第8回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございます。

午後2時23分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員